

第二十七号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び教員」を「、副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第十条中「の各号」を削る。

第十三条に次の一項を加える。

5 地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第十五条第一項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の公民権行使等休暇、

妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

第十七条中「の各号」を削る。

第十八条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員等」に改め、同条中「臨時的に任用される職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関する事項は、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等を規則で定める措置を講ずるとともに、臨時的任用職員の特別休暇等について、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。